

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書・利用契約書

I. 設計方針

本書は、本事業所が提供するサービス内容および利用条件について説明し、ご理解とご同意をいただくためのものです。

II. 重要事項説明書

利用者(以下「利用者」という。)及びそのご家族(以下「利用者のご家族」という。)が利用を希望される認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約締結に先立ち、重要事項をご説明いたします。

本書は、サービス内容、利用料金その他契約に関する重要事項を記載したものです。内容についてご不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

1. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

グループホームひまわり 2 号館(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、認知症の状態にある利用者が共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることにより、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 事業所は、認知症の症状の進行を緩和し、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、心身の状況を踏まえた適切なサービスを提供します。
- ② 事業所は、利用者がそれぞれの役割を持ち、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③ 事業所は、認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)に基づき、漫然かつ画一的なサービスとならないよう配慮します。

④ 事業所の従業者は、サービスの提供に当たって懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について理解しやすいよう説明を行います。

⑤ 事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

2. 事業者の概要

項目	内容
法人名	社会医療法人 聖峰会
所在地	福岡県久留米市田主丸町益生田 892
電話番号	0943-72-2460
代表者	理事長 鬼塚 一郎
設立年月日	昭和 37 年 4 月 1 日

3. 事業所の概要

(1) 基本情報

項目	内容
事業所名	グループホームひまわり 2 号館
所在地	〒839-0824 福岡県久留米市善導寺町飯田 1393-9
電話番号	0942-23-3662
FAX 番号	0942-23-3663
事業所番号	4071601506
管理者	日下 聡美
開設年月日	平成 15 年 4 月 1 日
敷地面積	2,149 m ²
建物構造	木造平屋
延べ床面積	644.44 m ²
利用定員	18 名(2 ユニット)

(2) 設備の概要

設備	全体	各ユニット
居室	18 室	9 室
共同生活室(リビング・ダイニング)	2 か所	1 か所
キッチン	2 か所	1 か所
脱衣室・洗濯場	2 か所	1 か所
浴室	2 か所	1 か所
詰所(事務所)	2 か所	1 か所

4. サービス内容

サービス区分	サービス内容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 計画の作成	<p>① サービス提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及び生活環境を踏まえ、他の介護事業者等と連携し、援助の目標及び具体的なサービス内容を定めた(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。</p> <p>② 作成した介護計画については、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得ます。</p> <p>③ 作成した介護計画は、利用者に交付します。</p> <p>④ 計画作成後も実施状況を把握し、必要に応じて介護計画の見直し及び変更を行います。</p>
食事	<p>① 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、それぞれの状態に応じた適切な栄養管理を行います。</p> <p>② 摂食・嚥下機能及び身体状況、嗜好等を考慮し、適切な時間に食事を提供します。</p> <p>③ 可能な限り離床し、共同生活室で食事をとることができるよう支援します。</p> <p>④ 食事の自立に向けた支援を行い、利用者の生活習慣を尊重した食事環境の確保に努めます。</p>
日常生活上の世話 (食事介助)	<p>① 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、状態に応じた適切な介助を行います。</p> <p>② 嚥下機能に配慮し、きざみ食、流動食等、利用者の状態に応じた食事形態を提供します。</p>
日常生活上の世話 (入浴)	<p>① 利用者の健康状態を確認したうえで、週2回以上の入浴又は清拭を行います。</p> <p>② 利用者の心身の状態に応じて、適切な方法により入浴、清拭(身体を拭く)、洗髪等の支援を行います。</p>
日常生活上の世話 (排せつ)	<p>① 介助が必要な利用者に対して、自立支援の観点を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換等の支援を行います。</p> <p>② 利用者の心身の状態や生活リズムに応じて、適切な排せつ支援を行うとともに、プライバシー及び尊厳に配慮した対応に努めます。</p>
日常生活上の世話 (生活支援)	<p>① 寝たきりの防止及び生活機能の維持のため、可能な限り離床していただくよう支援します。</p> <p>② 利用者の生活リズムに配慮し、毎朝夕の着替えのほか、必要に応じて衣類の交換を行います。</p> <p>③ 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</p>

	④ シーツ交換は、週1回定期的に行うほか、汚染時には随時交換します。
日常生活上の世話 (移動)	① 介助が必要な利用者に対して、室内の移動及び車いすへの移乗について、心身の状態に応じた適切な介助を行います。 ② 安全に配慮し、転倒及び事故の防止に努めるとともに、可能な限り自立した移動が行えるよう支援します。
日常生活上の世話 (服薬)	① 介助が必要な利用者に対して、処方された薬剤の確認を行い、服薬の介助を行います。 ② 服薬後の確認を行うとともに、誤薬防止等の安全管理に努めます。
機能訓練	① 日常生活を営むために必要な機能の維持及び低下の防止を目的として、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を行います。 ② 生活動作の中での訓練を基本とし、可能な限り自立した生活が継続できるよう支援します。
レクリエーション	① 利用者の心身の状態及び能力に応じて、集団的に行うレクリエーション、歌唱、体操等の活動を実施します。 ② これらの活動を通じて、心身機能の維持向上及び他者との交流の促進を図り、生活の質の向上に努めます。
地域交流 及び外出支援	① 利用者の心身の状態及び希望に応じて、地域行事への参加や散歩、買い物等の外出支援を行います。 ② 地域住民との交流やボランティアの受け入れ等を通じて、社会的なつながりを維持できるよう支援します。 ③ 外出及び地域交流の実施にあたっては、安全面に配慮し、事故防止に努めます。
健康管理	① 看護職員及び介護職員により、利用者の健康状態の把握を目的として、定期的にバイタルチェックを行います。 ② 利用者の体調変化が認められた場合には、必要に応じて医療機関への受診対応を行うとともに、適切な医療連携に努めます。
若年性認知症 利用者への支援	① 若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者については、個別に担当者を定め、その者を中心に支援を行います。 ② 利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供を行い、安心して生活できる環境の確保に努めます。
生活支援 及び相談対応	① 利用者の選択に基づき、趣味・嗜好に応じた創作活動等の機会を提供します。

	<p>② 良好な人間関係及び家庭的な生活環境のもと、食事、掃除、洗濯、買い物等の日常生活動作や、レクリエーション、外食、行事等について、利用者と共にを行うことを基本とした支援に努めます。</p> <p>③ 利用者又はその家族が行政手続き等を行うことが困難な場合には、同意を得たうえで必要な支援を行います。</p> <p>④ 利用者の心身の状況及び生活環境の把握に努めるとともに、利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な支援を行います。</p> <p>⑤ 家族との連携を図り、利用者及び家族との交流の機会の確保に努めます。</p>
--	---

5. 職員体制

職種	人員配置
事業所長(管理者)	1名
計画作成担当者(介護支援専門員)	1名
介護職員及び看護職員	12名以上(常勤換算による配置基準を満たす)
夜間の勤務体制	各ユニット1名(計2名)

※上記のほか、必要に応じて適切な人員配置を行います。

6. 協力医療機関

事業所は、利用者の健康管理及び緊急時の対応を適切に行うため、次の医療機関と連携体制を確保しています。

(1) 医療機関

項目	内容
医療機関名	田主丸中央病院
所在地	〒839-1213 福岡県久留米市田主丸町益生田 892
電話番号	0943-72-2460
FAX 番号	0943-72-3293
診療科目	内科、外科、整形外科、リウマチ科、脳神経外科、放射線科、精神科、神経科、眼科、皮膚科、泌尿器科、歯科
対応内容	外来診療、訪問診療、往診対応、緊急時の受入体制あり

(2) 協力医師

院長 鬼塚 一郎 他

※利用者の状態に応じ、必要な診療及び受診援助を行います。

(3) その他の医療連携体制

事業所は、必要に応じて訪問看護事業所及び歯科医療機関等と連携し、利用者の健康管理及び口腔ケアの充実に努めます。

7. 利用料金

以下の費用は、利用者の自己負担となります。

(1)入居時費用

入居時一時金 100,000円

※未払い家賃等がある場合は当該費用に充当し、残額は退居時に返還します。

※通常の使用を超える損耗等がある場合は、原状回復費用をご負担いただくことがあります。

(2)月額利用料(31日利用した場合の目安)

項目	金額	備考
居室利用料	43,400円	(1日あたり1,400円)
食材料費	42,780円	(1日あたり1,380円・おやつ代含む)
光熱水費	15,500円	(1日あたり500円)
寝具リース料・管理費	31,000円	(1日あたり1,000円)
合計	132,680円	

※上記は1か月(31日)の目安であり、利用日数に応じて日割り計算となります。

(3)食費内訳

区分	金額
朝食	400円/回
昼食	450円/回
夕食	530円/回

(4)その他費用

・医療費

医療機関受診、往診、歯科診療、薬局等に係る自己負担分

・理美容費

散髪代 1,500円/回(2か月に1回程度を目安)

※利用者の希望により実施し、回数は個別に異なります。

・日常生活費

おむつ代、嗜好品費等

・その他

利用者の希望により必要となる日用品及び教養娯楽費

(5)介護保険給付サービス利用料金

≪認知症対応型共同生活介護費≫

※1日あたりの自己負担額(円)

※地域区分により変動する場合があります

事業所区分	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
Ⅱ	要支援2	749円	1,498円	2,247円
	要介護1	753円	1,506円	2,259円
	要介護2	788円	1,576円	2,364円
	要介護3	812円	1,624円	2,436円
	要介護4	828円	1,656円	2,484円
	要介護5	845円	1,690円	2,535円

※上記に加え、各種加算が別途算定されます。

(6)各種加算

以下の加算については、該当する場合に介護保険自己負担分として別途ご負担いただきます。

■ 日額加算

加算名	1割負担	2割負担	3割負担
医療連携体制加算(Ⅰ)	57円/日	114円/日	171円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	36円/日	54円/日

※地域区分により金額が変動する場合があります。

■ 月額加算

加算名	1割負担	2割負担	3割負担
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	20円/月	30円/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円/月	400円/月	600円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月
協力医療機関連携加算	100円/月	200円/月	300円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	20円/月	30円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	※介護保険サービス費及び各種加算の合計額に対して22.0%を乗じた額		

■ 回数加算

加算名	1割負担	2割負担	3割負担
退居時情報提供加算	250円/回	500円/回	750円/回

※各加算は、利用状況及び事業所の体制により算定の有無及び金額が変動します。

(7)その他の加算に関する事項

・入院時費用加算

1割:246円/日 2割:492円/日 3割:738円/日

(1月に6日を限度)

・初期加算

1割:30円/日 2割:60円/日 3割:90円/日

(入居後30日間)

・医療連携体制加算の適用について

要支援2の利用者については、医療連携体制加算は算定されません。

※加算の算定は、利用者の状態及び事業所の体制により異なります。

※制度改正等により金額が変更となる場合があります。

(8)その他

月途中の入退居については日割り計算とします。

8. 共同生活における留意事項

利用者は、本事業所における共同生活の円滑な運営及び他の利用者の生活の維持のため、次の事項を遵守するものとします。

(1)他の利用者の生活を尊重し、暴言、暴力その他の迷惑行為を行わないこと

(2)健康状態に変化があった場合は、速やかに職員へ申し出ること

(3)火気の取扱いについては、職員の指示に従うこと

(4)所持品の管理は原則として自己責任とし、貴重品の持ち込みは必要最小限とすること

(5)事業所内の設備・備品を適切に使用し、故意又は重大な過失により破損した場合は、実費負担となる場合があること

(6)宗教活動、政治活動、営利活動その他、他の利用者に影響を及ぼす行為は行わないこと

(7)職員の指示及び事業所の運営方針に協力すること

9. 苦情相談窓口

(1)事業所内苦情相談窓口

項目	内容
事業所名	グループホームひまわり 2 号館
管理責任者	管理者 日下 聡美
相談対応担当者	(筑後の郷) 金子 美紀 (耳納の郷) 宮崎 亜沙美
電話番号	0942-23-3662
FAX 番号	0942-23-3663

(2)外部苦情相談窓口

機関名	電話番号	FAX 番号
久留米東第2地域包括支援センター	0943-72-8055	0943-72-0833
久留米市 保健福祉部 介護保険課	0942-30-9247	0942-36-6845
福岡県国民健康保険団体連合会	092-642-7859	092-642-7857

介護サービス相談係		
久留米市田主丸総合支所 地域振興課	0943-72-2111	0943-72-3819

10. 損害賠償及び守秘義務

事業所は、サービスの提供にあたり、事業者の責任により利用者に損害が生じた場合には、速やかにその損害を賠償します。

また、守秘義務に違反した場合についても同様とします。

ただし、損害の発生について利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の心身の状況を勘案し、相当と認められる範囲で事業者の損害賠償責任を減じることがあります。

(1) 事業者の義務

事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたり、次の事項を遵守します。

- ① 利用者の生命、身体及び財産の安全確保に配慮します。
- ② 利用者の体調及び健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、必要な対応を行います。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又はその代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ サービス提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等、必要な措置を講じます。
- ⑤ 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたり知り得た利用者又はその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

ただし、利用者に緊急の医療上の必要がある場合には、市町村、医療機関等へ必要な情報を提供することがあります。

また、契約終了に伴う援助を行う場合には、あらかじめ利用者の同意を得たうえで情報を提供します。

11. 利用上の留意事項

(1) 対象者

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護(要支援)で認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とします。

なお、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状がある者
- ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

(2) 入居時の対応

入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により認知症の状態であることを確認します。

また、入院治療を要する等、当事業所でのサービス提供が困難と認められる場合には、適切な医療機関又は他の施設を紹介する等の措置を講じます。

(3)退居時の対応

利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望を踏まえ、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助及び指導を行います。

また、居宅介護支援事業者、医療機関その他関係機関との連携に努めます。

(4)施設・設備の利用に関する基本事項

- ① 施設、設備及び敷地は、その本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意又は重大な過失により施設等を破損又は汚損した場合には、原状回復費用又は相当額をご負担いただく場合があります。
- ③ 外出及び外泊を行う場合は、事前にご連絡ください。
- ④ 事業所内及び敷地内は全面禁煙とします。

12. 衛生管理及び感染症対策

(1)衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2)感染症対策

ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症の予防及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。

また、従業者に対し衛生管理及び感染症対策に関する研修を定期的実施します。

(3)関係機関との連携

事業所において食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じます。また、感染症の予防及び発生時の対応について、必要に応じて保健所等の関係機関の助言及び指導を受けるとともに、密接な連携に努めます。

13. 面会・外出・外泊

事業所における面会、外出及び外泊については、利用者の安全確保及び感染予防の観点から、以下のとおり取り扱います。

(1)面会について

- ① 面会は原則として面会室で実施します。
なお、利用者の状態等に応じて自室での面会が可能な場合があります。
- ② 面会は事前予約制とし、事業所の状況により対応できない場合があります。
- ③ 面会時間は、原則として以下の時間帯とします。
 - ・10:00～11:00
 - ・14:00～16:00

- ④ 1回あたりの面会時間は、原則30分以内とします。
- ⑤ 面会時は、手指消毒及び検温等の感染対策にご協力いただきます。
- ⑥ 面会中の飲食については制限しませんが、利用者の状態に適さない飲食により生じた事故については、事業所は責任を負いかねる場合があります。
- ⑦ 食品等の持ち込みについては、衛生管理及び安全確保のため、事前に職員へご相談ください。

(2)外出及び外泊について

- ① 外出及び外泊は、事前にご相談いただくことで対応可能とします。
- ② 欠食を伴う外出及び外泊については、7日前までにご連絡ください。
なお、連絡がない場合は食材料費をご負担いただくことがあります。
- ③ 外出及び外泊時は、感染症予防のため、以下の対策にご協力ください。
 - ・手洗い、うがい等の基本的な感染対策
 - ・人混み等における感染リスクへの配慮
 - ・体調不良者との接触回避

(3)その他

感染症の流行状況等により、面会、外出及び外泊の取扱いを変更する場合があります。

14. 人権擁護及び虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等を図るため、次の措置を講じます。

(1)虐待防止に関する取組

- ① 人権の擁護及び虐待防止に関する責任者を定め、必要な体制を整備します。
- ② 虐待の防止及び早期発見を目的として、虐待防止検討委員会を設置し、年2回以上開催します。
- ③ 虐待防止検討委員会の結果について、従業者へ周知徹底を図ります。
- ④ 虐待防止のための指針を整備します。
- ⑤ 成年後見制度の利用支援を行います。
- ⑥ 苦情解決体制を整備します。
- ⑦ 虐待防止に関する研修を定期的実施します。
- ⑧ その他、利用者の人権の擁護及び虐待防止のために必要な措置を講じます。

(2)禁止される行為

従業者は、利用者に対し、次の行為を行いません。

- ① 身体的暴力(殴る、蹴る等)
- ② 不適切な身体拘束や長時間同一姿勢の強要
- ③ 隔離や閉じ込め等の不適切な対応
- ④ 無理やり移動させる等の身体的負担を伴う行為
- ⑤ 食事を与えない等の不適切な対応

- ⑥ 必要な睡眠を妨げる行為
- ⑦ 暴言や侮辱等の心理的虐待
- ⑧ 性的嫌がらせ等の行為
- ⑨ 無視する、必要な介護を行わない等のネグレクト
- ⑩ 利用者の言動を模倣する等の侮辱行為

(3) 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- ① 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ② 身体的拘束等の適正化に関する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。
- ③ 身体的拘束等の適正化に関する指針を整備します。
- ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化に関する研修を定期的実施します。
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護においては、運営推進会議を活用し、透明性の確保に努めます。

15. 外部評価

事業所は、サービスの質の向上を図るため、次のとおり外部評価を実施します。

- ① 自己評価を年1回実施します。
- ② 外部評価については、地域運営推進会議を活用して実施します。
- ③ 評価結果を踏まえ、サービス内容の改善を図ります。
- ④ 評価結果は、利用者及びその家族へ提供するとともに、事業所内に掲示します。
- ⑤ 直近の外部評価

令和7年度分 令和8年3月10日実施

16. 加算及び減算

事業所は、介護保険法に基づき、利用者の状態及び事業所の体制に応じて、以下の加算を算定する場合があります。

これらの加算は、サービス提供体制の充実及び質の向上を目的として設定されています。

なお、加算の内容及び単位数は、制度改正等により変更となる場合があります。

※1単位は地域区分により異なりますが、概ね10円で換算されます。

(1) 主な加算

・医療連携体制加算(Ⅰ)[57単位/日]

看護職員との連携体制を確保し、健康管理及び緊急時対応が可能な体制を整備している場合に算定します。

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)[18単位/日]
一定割合以上の介護福祉士を配置し、質の高いサービス提供体制が整備されている場合に算定します。
 - ・生活機能向上連携加算(Ⅱ)[200単位/月]
リハビリ専門職等と連携し、生活機能の維持・向上に資する支援を行った場合に算定します。
 - ・科学的介護推進体制加算[40単位/月]
利用者の心身状況等のデータを活用し、適切なサービス提供に取り組んでいる場合に算定します。
 - ・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)[10単位/月]
感染症対策の体制を整備し、医療機関等と連携した対応を行っている場合に算定します。
 - ・協力医療機関連携加算[100単位/月]
協力医療機関と連携し、病状変化等に適切に対応できる体制を整備している場合に算定します。
 - ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)[10単位/月]
業務改善やICT活用等により、サービスの質の向上及び職員の負担軽減に取り組んでいる体制を整備している場合に算定します。
 - ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ[所定単位数に対し22.0%]
介護職員の処遇改善及び職場環境の向上を目的として、賃金改善や職場環境整備等に取り組んでいる場合に算定します。
- (2)その他の加算(該当する場合)
- ・初期加算[30単位/日]
入居後30日間について、環境変化に対応した支援体制を強化するために算定します。
 - ・入院時費用加算[246単位/日]
入院時に再入居に向けた支援を行った場合、1月に6日を限度として算定します。
 - ・退居時情報提供加算[250単位/回]
医療機関等へ生活状況等の情報提供を行った場合に算定します。
- (3)減算について
- 以下の基準を満たさない場合には、所定単位数から減算されることがあります。
- ・身体拘束廃止未実施減算
 - ・虐待防止措置未実施減算
 - ・業務継続計画未実施減算
- (4)その他算定する場合がある加算
- 以下の加算については、算定要件を満たした場合に、必要に応じて算定することがあります。
- ・看取り介護加算[72単位/日～1,280単位/日]
死亡日以前の期間に応じて段階的に算定されます。

医師の診断に基づき、利用者又はその家族の同意を得て、看取りに関する介護を実施した場合に算定します。

・栄養管理体制加算〔30単位／月〕

管理栄養士との連携により、利用者の栄養状態の維持及び改善を図る体制が整備されている場合に算定します。

Ⅲ. 利用契約書

_____様 利用者(以下「利用者」という。)

及び _____様 連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)と
社会医療法人聖峰会(以下「事業者」という。)は、認知症対応型共同生活介護
及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの利用について、
次のとおり契約を締結します。

社会医療法人聖峰会(以下「事業者」という。)は、認知症によって自立した生活が困難となった利用者に対し、家庭的な環境のもとで日常生活上の援助及び介護を提供することにより、安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義及び責任を深く認識し、事業運営の安定及びサービス水準の維持向上に努めるとともに、利用者の権利を尊重し、礼節と敬意をもって接するものとします。

また、利用者及び連帯保証人は、事業者及び他の利用者との間で、相互信頼と互助の精神に基づき良好な関係を形成するよう努めるものとします。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として本事業所が機能するよう、それぞれの立場で協力するものとします。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法その他関係法令及び本契約の各条項に従い、利用者に対し、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス(以下「サービス」という。)を提供し、利用者又は連帯保証人は、これに対する利用料金を支払うものとします。

第2条(契約期間)

- 1 本契約の契約期間は、利用開始日から利用契約の終了日までとします。
- 2 本契約は、第18条、第19条及び第20条に定める事由がない限り継続するものとしま

す。

3 介護保険制度の改正その他やむを得ない事情により契約内容の変更が必要となる場合は、事業者は利用者又は連帯保証人に対し説明を行い、必要な手続を行うものとします。

第3条(連帯保証)

1 連帯保証人は、利用者が本契約に基づいて事業者に対して負担する一切の債務について、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。

2 前項の連帯保証人の保証債務の極度額は、金50万円とします。

第4条(利用基準)

利用者が次の各号のすべてに適合する場合、本事業所を利用することができます。

- ① 要支援2又は要介護1以上の認定を受け、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害のおそれが著しくないこと
- ④ 常時医療機関において治療を受け続ける必要がないこと
- ⑤ 本契約の内容を了承し、事業者の運営方針に賛同できること

第5条(介護計画)

1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及び生活環境を踏まえ、利用者及び連帯保証人並びに介護従事者との協議の上、援助目標、具体的サービス内容その他必要な事項を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を速やかに作成します。

2 事業者は、介護計画作成後もその実施状況を把握し、必要に応じて見直し又は変更を行うものとします。

3 利用者又は連帯保証人は、事業者に対し、介護計画の変更を申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がない場合又は利用者の不利益となる場合を除き、利用者の意向を尊重して対応するものとします。

4 事業者は、介護計画を作成又は変更したときは、その内容を利用者又は連帯保証人に説明し、同意を得るものとします。

第6条(サービス内容)

1 事業者は、介護計画に基づき、利用者に対し次の各号に掲げるサービスを提供します。

- ① 介護保険給付の対象となるサービス
- ア 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- イ 日常生活上の世話
- ウ 日常生活の中での機能訓練

エ 相談及び援助

② 介護保険給付の対象外となるサービス

別紙「利用料金表」に定めるサービス

2 事業者は、介護計画が作成されるまでの間も、利用者の心身の状況及び有する能力に応じて、適切なサービスを提供します。

3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合であって、次の要件(切迫性・非代替性・一時性)をすべて満たす場合に限り、必要最小限の範囲で行うことがあります。この場合、事業者は速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、その理由及び経過を連帯保証人に報告し、記録するものとします。

4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努め、利用者の状況把握に努めるものとします。

第7条(医療上の必要への対応)

1 事業者は、利用者が病気又は負傷等により検査、治療その他の医療的対応を必要とする場合には、利用者の主治医又は協力医療機関等において必要な治療等が受けられるよう支援します。

2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合には、消防機関又は医療機関と連携し、必要な救急対応又は入院等の措置が受けられるよう努めます。

この場合、緊急性が高いと判断されるときは、利用者又は連帯保証人への連絡に先立ち、必要な対応を行うことがあります。

3 事業者は、夜間を含む緊急時対応及びサービス提供体制確保のため、協力医療機関と連携体制を整備します。

4 事業者は、医療連携体制として、次の各号に掲げる体制を整備するものとします。

① 看護師の配置又は連携体制の確保

② 利用者に対する日常的な健康管理

③ 利用者の状態悪化時における主治医又は医療機関との連絡及び調整

④ 職員に対する医療面の指導

⑤ 看取り等に関する指針等の整備

⑥ 必要な対応時間及び体制の確保

5 事業所内での対応の可否については、利用者の状態、医師の判断、必要とされる医療処置の内容及び事業所の受入体制等を総合的に勘案して判断するものとします。

なお、常時医療的管理が必要な場合その他事業所において適切な対応が困難と認められる場合には、医療機関への入院又は他の適切な施設への移行を検討するものとします。

6 入院期間中の利用料金等の取扱いについては、別紙「利用料金表」に定めるところによるものとします。

第 8 条(入院時等の取扱い)

1 利用者が入院、外泊その他の理由により事業所を不在とする期間については、家賃、水道光熱費、寝具リース料及び管理費については、利用日数に応じて日額により算定するものとします。

2 食材料費については、実際に食事を提供した日数に応じて算定し、提供していない日は請求しません。

3 入院期間が長期に及ぶ場合であって、共同生活の継続が困難と認められるときは、医師の意見、利用者の心身の状態、退院後の生活継続の可能性及び事業所の受入体制等を総合的に勘案し、利用者又は連帯保証人との協議の上、契約の終了又は退去について判断するものとします。

その判断にあたっては、利用者又は連帯保証人の意向を十分に確認するとともに、可能な限り代替となる受入先の調整に努めるものとします。

第 9 条(利用料等の支払)

1 利用者又は連帯保証人は、事業者が提供する介護保険給付サービス及び介護保険給付外サービスについて、別紙「利用料金表」に定める利用料等を支払うものとします。

2 事業者は、利用者が介護保険給付の対象となるサービスに要した費用について、法令の定めに従い、利用者に代わって保険者から支払を受けるものとします。

3 事業者は、毎月 10 日までに前月分の利用料等の請求書を利用者又は連帯保証人に交付し、利用者又は連帯保証人は、原則として毎月 25 日に指定口座からの口座振替によりこれを支払うものとします。

4 事業者は、利用料等の支払を受けたときは、利用者又は連帯保証人に対し領収証を発行します。

5 介護保険給付体系の変更、物価変動その他の経済状況の変動等やむを得ない事情がある場合には、事業者は、法令に従い利用料金を変更することができるものとします。この場合、事業者は、あらかじめ利用者又は連帯保証人に対して変更内容を説明し、書面により通知するものとします。

第 10 条(サービス提供証明書の交付)

事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供し、利用者又は連帯保証人から利用料の支払を受けた場合には、利用者が償還払いを受けることができるよう、サービス提供証明書を交付します。

第 11 条(利用者の権利)

利用者は、本事業所におけるサービスに関し、次の各号に掲げる権利を有します。

- ① 生活歴及び価値観を有する一人の個人として尊重され、プライバシーが守られ、尊厳を保持されること
- ② 生活及びサービスについて十分な説明を受け、自己の自由、好み及び主体的な意思決定を尊重されること
- ③ 安全かつ衛生的な環境において安心して生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援を受け、必要な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けるための援助を受けられること
- ⑥ 家族その他大切な人との交流の機会を保たれ、個人情報を保護されること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、一般市民としての権利を行使できること
- ⑧ 暴力、虐待及び不当な身体的又は精神的拘束を受けないこと
- ⑨ いかなる差別的取扱いも受けないこと
- ⑩ 苦情を申し立て、適切な対応を受けること

第 12 条(利用者及び連帯保証人の義務)

利用者及び連帯保証人は、本事業所のサービス利用にあたり、次の各号に掲げる義務を負うものとします。

- ① 利用者の健康状態、生活状況その他必要な情報を正確に事業者へ提供すること
- ② 他の利用者、来訪者及び職員の権利又は安全を不当に侵害しないこと
- ③ 事業者の定めるルール及び職員又は協力医療機関の医師による必要な指示に従うこと
- ④ サービス内容に異議又は要望がある場合には、速やかに事業者へ申し出ること
- ⑤ 法令に基づく行政機関等の調査に協力すること

第 13 条(造作・模様替え等の制限)

- 1 利用者又は連帯保証人が居室に造作又は模様替えを行おうとするときは、あらかじめ事業者で書面で申し出て、その承認を得なければなりません。
- 2 前項の造作又は模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復に要する費用は、利用者又は連帯保証人の負担とします。
- 3 利用者又は連帯保証人は、事業者の承諾なく居室の錠の交換又は追加をしてはなりません。
- 4 利用者又は連帯保証人は、居室以外の事業所内の設備等について造作、模様替えその他の変更をしてはなりません。

第 14 条(事故発生時の対応)

- 1 事業者は、サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村その他必要な関係機関へ連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

2 事業者は、事故の状況及び処置内容を記録し、その原因を分析し、再発防止策を講じるものとします。

第 15 条(非常災害対策)

事業者は、火災、風水害、地震その他の非常災害に備え、必要な設備を整備するとともに、避難訓練、通報訓練その他必要な措置を講じるものとします。

第 16 条(虐待防止)

事業者は、利用者の人格及び尊厳を守るため、虐待防止責任者の配置、研修の実施、指針の整備、委員会の開催その他必要な措置を講じるものとします。

第 17 条(サービス記録の保存及び閲覧)

1 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

2 利用者又は連帯保証人は、事業者に対し、当該記録の閲覧又は写しの交付を求めることができます。

3 前項の請求があった場合には、事業者は正当な理由がある場合を除き、これに応じるものとします。

第 18 条(契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合、本契約は終了します。

- ① 利用者が死亡したとき
- ② 利用者が要支援 1 又は自立と認定され、事業所利用の要件を満たさなくなったとき
- ③ 利用者又は連帯保証人が第 19 条に基づき本契約を解除し、その予告期間が満了したとき
- ④ 事業者が第 20 条に基づき本契約を解除し、その予告期間が満了したとき
- ⑤ 利用者が長期入院その他の理由により本事業所での共同生活継続が困難となり、退去が相当と認められたとき
- ⑥ 利用者が他の介護保険施設、医療機関その他の施設へ入所又は入院し、その受入れが可能となったとき

第 19 条(利用者による契約解除)

利用者又は連帯保証人は、事業者に対し 30 日以上予告期間をもって申し出ることにより、本契約を解除することができます。

第 20 条(事業者による契約解除)

1 事業者は、利用者又は連帯保証人に対し、次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の予告期間を定めて本契約を解除することができるものとします。

ただし、事業者は解除に先立ち、利用者又は連帯保証人に対し十分な説明を行い、弁明の機会を付与するとともに、必要に応じて指導、注意、支援その他の段階的対応を行うものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他支払うべき費用を3か月分以上滞納し、事業者が相当期間を定めて催告を行ったにもかかわらず履行されないとき
- ② 感染症その他の疾病により、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、医師が退去の必要を認めるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生命、身体又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、通常の介護方法ではこれを防止することが困難と認められるとき。この判断にあたっては、対応経過の記録及び医師その他専門職の意見を踏まえるとともに、必要に応じて関係機関の助言を参考とするものとします。
- ④ 利用者又は連帯保証人が故意に法令又は本契約の条項に重大に違反し、是正の見込みがないとき
- ⑤ 利用者が入院治療を必要とし、医師により長期入院が見込まれると判断されたとき
- ⑥ 認知症以外の疾患等により、恒常的な医療行為又は頻回の受診が必要となり、本事業所における適切な対応が困難と認められるとき
- ⑦ 利用者又は連帯保証人による暴言、暴力、ハラスメントその他の迷惑行為により、事業所の運営に重大な支障を及ぼしたとき

2 前項⑤の場合において、事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用者が退院後に再び本事業所へ円滑に再入居できるよう努めるものとします。

なお、再入居の可否については、医師の意見、利用者の心身の状態及び事業所の受入体制等を総合的に勘案して判断するものとします。

第21条(是正機会の付与)

事業者は、第20条に基づき契約を解除する場合には、あらかじめ相当期間を定めて是正を求めるものとします。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

第22条(退去時の援助)

契約の終了又は解除により利用者が退去する場合、事業者は、あらかじめ退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供機関と連携し、利用者又は連帯保証人に対し、円滑な退去のために必要な援助を行うものとします。

なお、退去までに利用者の生活に要した費用その他利用者の負担に属する費用は、利用者

又は連帯保証人の負担とします。

第 23 条(残置物の取扱い)

契約終了後に居室内に残された私物等について、利用者又は連帯保証人が相当期間内に引き取らない場合、事業者は、利用者又は連帯保証人に通知の上、これを処分することができるものとし、その費用は利用者又は連帯保証人の負担とします。

第 24 条(損害賠償)

1 事業者は、サービス提供にあたり事故が発生し、利用者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合には、不可抗力による場合を除き、速やかにその損害を賠償するものとし、ただし、利用者に故意又は重大な過失がある場合は、賠償責任を免れ、又は賠償額を減額できるものとし、

2 事業者は、事故発生に備え、損害賠償責任保険に加入するものとし、

3 利用者又は連帯保証人の故意又は重大な過失により、居室又は設備備品について通常の使用を超える補修又は修繕が必要となった場合には、その費用は利用者又は連帯保証人の負担とします。

第 25 条(秘密保持及び個人情報保護)

1 事業者及び職員は、サービス提供上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は、本契約終了後及び職員の退職後も継続します。

2 事業者は、利用者に医療上の緊急の必要がある場合には、医療機関等に対し、利用者の心身の状況等必要な情報を提供することができます。

3 事業者は、居宅介護支援事業者、医療機関、他の介護保険事業者、行政機関その他サービス提供上連携が必要な機関との間で、利用者に対する適切な支援を行うために必要な範囲で、あらかじめ利用者又は連帯保証人の同意を得た上で、個人情報を使用又は提供することができるものとし、

4 事業者は、電子カルテその他の情報システムを用いて、法人内又は関係機関との間で必要な情報共有を行う場合には、個人情報保護関係法令及び事業者の個人情報保護方針に基づき、適切に管理するものとし、

5 個人情報の使用目的は、次の各号のとおりとします。

① 受診、治療、入院その他医療上必要がある場合に、医師、看護師その他医療関係者へ説明すること

② 居室、書類その他施設内で必要な範囲において氏名等を表示又は使用すること

③ 日常の介護、見守り、誘導、呼びかけ等において氏名等を使用すること

④ 事故、災害その他緊急時に関係機関へ必要な情報を提供すること

- ⑤ 事業所が発行する広報誌、機関紙その他の広報物への掲載(※写真等の使用については別途同意書により個別に同意を得た場合に限る)
 - ⑥ 介護計画作成、サービス担当者会議、カンファレンスその他のサービス提供に必要な場面で使用すること
 - ⑦ 事故報告、苦情対応、行政機関への報告等において必要な情報提供
- 6 写真等の使用については、別途同意書により個別に同意を得るものとします。

第 26 条(苦情解決)

- 1 利用者又は連帯保証人は、提供されたサービスに関して、事業者へ苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情受付窓口を設置し、苦情に対して誠実かつ迅速に対応するものとします。
- 3 利用者は、事業者による対応に加え、行政機関その他の相談機関に苦情を申し立てることができます。
- 4 事業者は、苦情受付窓口として管理者及びユニットリーダーを配置するとともに、必要に応じて行政機関(久留米市健康福祉部介護保険課)及び福岡県国民健康保険団体連合会等の外部相談窓口と連携し、適切に対応するものとします。
- 5 事業者は、苦情の内容及び対応経過を記録し、その完結の日から5年間保存するものとします。
- 6 事業者は、苦情への対応結果について、利用者又は連帯保証人に説明するものとします。

第 27 条(反社会的勢力の排除)

- 1 利用者及び連帯保証人は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
- 2 利用者又は連帯保証人が前項の表明に反し、反社会的勢力に該当すると事業者が判断した場合には、事業者は何らの催告を要せず、本契約を直ちに解除することができるものとします。
- 3 前項に基づき契約を解除した場合において、利用者又は連帯保証人に損害が生じても、事業者は一切の責任を負わないものとします。

第 28 条(感染症対応)

事業者は、感染症の発生又はまん延防止のため必要があると認める場合には、面会制限、居室対応その他必要な措置を講じることができるものとし、利用者及び連帯保証人はこれに協力するものとします。

第 29 条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、利用者、連帯保証人及び事業者が誠意をもって協議し、解決するものとします。

第 30 条(合意管轄)

本契約に関して紛争が生じた場合は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条(短期利用)【修正版】

事業者は、空室を活用し、短期間の認知症対応型共同生活介護等を提供する場合があります。

その場合の利用条件、期間及び料金等については、別途書面により定め、事前に説明及び同意を得るものとします。

附則

本書は、令和8年4月1日より施行します。

本書は、令和8年6月1日より施行します。

なお、内容に変更が生じた場合は、速やかに改訂版を作成し、利用者及びその家族へ説明を行います。

署名欄

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、事業者及び利用者並びに連帯保証人が署名又は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地 福岡県久留米市善導寺町飯田 1393-9

法人名 社会医療法人 聖峰会

事業所名 グループホームひまわり 2 号館

代表者名 理事長 鬼塚 一郎

管理者 館長 日下 聡美 (印)

※管理者は本契約に関する説明を行った者として記名押印するものとします。

【利用者】

利用開始日 令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (印)

【連帯保証人】

住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者との続柄 _____

生年月日 _____ (歳)

電話番号 _____

※本契約に関する説明を十分に受け、その内容に同意の上署名押印します。